

## 佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会設置要綱

(設置)

第1条 佐倉市文化財保存活用地域計画（以下「地域計画」という。）を策定するため、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第183条の9第1項の規定に基づき、佐倉市文化財保存活用地域計画策定協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域計画の策定に関すること。
- (2) その他地域計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 協議会は、17人以内の委員をもって組織し、委員は、別表に定める職にある者のほか、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 千葉県文化財担当課職員
- (2) 文化財の所有者又は管理を行う団体の代表者
- (3) 学識経験者
- (4) 商工又は観光に関する団体の代表者
- (5) 公募市民
- (6) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、地域計画の策定の日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 協議会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 協議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、教育委員会教育部文化課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (令和3年11月5日決裁佐教文第295号)

この要綱は、決裁の日から施行する。

附 則 (令和4年3月18日決裁佐行第913号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

産業振興部佐倉の魅力推進課長

都市部都市計画課長

教育部指導課長

佐倉市立美術館長